

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、学生支援規程の学生支援理念および学生支援規程第 7 条に基づき、四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）が心身の機能に障害のある者を受け入れ、その成長と自立を支援し、他の者と同等の学修機会を保証するために、入学前から卒業に至るまでの支援体制を整備し、円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(障害学生の定義)

第 2 条 この規則における「障害学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生（科目等履修生および受験生も含む）をいい、本人が入学試験または入学後の修学についての特別な措置および支援（以下「支援」という。）を受けることを希望した場合、この規則により支援を行う。

(支援の申請および支援に必要な情報の収集)

- 第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人が本学所定の書面にて申請することを原則とする（科目等履修生および受験生も含む）。
- 2 前項の受付窓口は、入学前にあつては入試・広報部、入学後にあつては学生支援センターとし、申請のあつたときは、障害学生が入学を希望ないしは所属する学科、研究科（以下「所属学科等」という。）の学生支援委員または担任、所属学科等の長に速やかに連絡を行うものとする。
 - 3 支援の内容ならびに方法の検討等のための、障害学生に関する情報収集は、本人のほか、本人の了承を得たうえで、その保護者または出身学校関係者、主治医等から行うものとする。
 - 4 前項の情報収集の実施については、入学前にあつては入試・広報部、入学後にあつては障害学生の所属学科等が原則行うものとし、当該学生の障害特性に応じて、必要な専門スタッフおよび当該学生の修学に関係する者に出席を求めることができる。

(支援方針の決定および支援体制)

第 4 条 支援に関する方針については、障害学生の所属学科等の学科長、学生支援委員、担任、および教務部、学生支援センター、キャリアセンター等関連部局、学校医、学生相談室カウンセラー等専門スタッフから必要な人員を学生支援センター長が召集して構成する学生支援小委員会（以下「ケース会議」という。）において協議し、その結果について支援の申請をした障害学生等と合意の形成をしたうえで、所属学科等の長が支援方針を決定し、学長がそれを承認する。なお、障害学生等の支

援に関する求めが、具体的に検討した上で、総合的・客観的な判断により過重な負担と本学が判断し、実施等が困難な場合は、申し出のあった者にその理由を説明し、理解と同意を得るように努める。

- 2 障害学生が学期を継続して支援を求める際に、支援内容が前回の申請から変更がない場合は、学生支援委員による当該学生からの聞き取りおよび学生支援センター長への報告をもって、ケース会議を省略して支援を継続することができる。ただし、必要に応じてケース会議を実施するものとする。
- 3 支援の実施については、入学前においては入試・広報部、入学後の修学については所属学科等が主体的に実施し、必要に応じて学校医、学生相談室カウンセラー等専門スタッフおよび関連部局等と協働して行うものとする。
- 4 前項の支援の実施に伴い、障害学生が履修する授業担当者への支援方針等に関する連絡については、障害学生の所属学科等が行う。
- 5 支援の実施結果については、学部教授会にて報告する。なお、障害学生の所属学科等の学生支援委員等は、学生支援委員会において報告し、必要に応じて支援に関する方針の見直し等の検討を同委員会にて行う。

附 則

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規則は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。